

# 大東中いじめ防止基本方針

## はじめに

いじめは、生徒の健全育成に極めて大きな影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題です。また、近年、いわゆる「ネット上のいじめ」により、いじめ問題は、一層、複雑化・潜在化する様相を見せています。さらに、いじめは、いつでも、どこでも、どの生徒にも起こり得るものであり、どの生徒も被害者と加害者の両方になり得る危険性ははらんでいます。

こうした中、教職員は、生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければなりません。

そこで、本校におけるいじめ防止等のための対策を、組織的、計画的、継続的に推進するため、「いじめ防止対策推進法」や「群馬県いじめ防止基本方針」、「みどり市いじめ防止基本方針」を受け、「大東中いじめ防止基本方針」を策定します。

## 目次

- I いじめに対する基本認識
- II いじめ防止に向けた方針
- III いじめ防止等のための校内組織
- IV いじめ防止等のための取組
  - 1 未然防止のための取組
  - 2 早期発見のための取組
  - 3 解消のための取組
  - 4 重大事態発生時の対応
- V いじめの防止等に関する年間計画
- VI 学校の取組に対する評価の実施

みどり市立大間々東中学校

令和5年5月22日改訂

## I いじめに対する基本認識

- (1) 「いじめ」とは、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法より）
  - ※ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、塾やスポーツクラブ等、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
  - ※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- (2) いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に危険を生じさせるおそれがある。
- (3) いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得るものであり、生徒が安心して学習や他の活動に取り組むことができるよう、全教育活動を通じていじめ未然防止に取り組み、「いじめを絶対に許さない学校」をつくる。
- (4) いじめられている生徒の立場に立って対応し、絶対に守り通すとともに、いじめた生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (5) いじめ防止の取組は、生徒の人権を守る取組であり、それと矛盾する教職員による体罰や暴言などはあってはならないことであり、全教職員は研ぎ澄まされた人権感覚をもって、生徒の指導にあたる。
- (6) いじめの根絶は、学校だけで完結するものでなく、家庭、地域、関係機関などが一体となって取り組み、大人たちが「いじめのない社会をつくる」という認識を共有することが不可欠である。

## II いじめ防止に向けた方針

- (1) いじめ防止等のため、校内組織として「いじめ防止対策委員会」を設置するとともに、既存の生徒指導部会、教育相談部会などを活用し、「いじめを絶対許さない学校づくり」に組織的に取り組む。
- (2) 「未然防止」「早期発見」のための取組を日常的かつ計画的に行うとともに、いじめを発見した場合には、「解消」に向け、適切かつ迅速に対応し必要な措置を講ずる。

### ①未然防止に向けて

- ・いじめ防止のための計画を作成し、年間を通して組織的、継続的、総合的にいじめ防止等の取組を行うとともに、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善・充実を図る。
- ・生徒会活動を活性化し、生徒自らがいじめの問題性やいじめ問題を当事者意識をもって考え、防止に向けて行動を起こす主体的な取組を推進できるようにする。
- ・学校生活のほとんどを占める授業や学校行事を通して、生徒が互いの良さを認め合い、自己有用感を味わえる環境をつくりに努める。
- ・発達の特性や本人が置かれている環境など、学校として配慮が必要な生徒について

は、保護者と連携し、該当生徒の特性や背景を踏まえた適切な支援を行う。

- ・インターネットを通じて行われるいじめの防止に対する啓発活動の充実を図る。
- ・いじめ防止等に関する校内研修などを計画的に実施し、全教職員にいじめ防止対策推進法を理解させるとともに、いじめの未然防止、早期発見、解消に向けた対応力を向上する。

#### ②早期発見に向けて

- ・いじめは、大人の目の届きにくいところに発生しており、学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭・地域と連携して実態把握に努める。
- ・生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように、生徒や保護者が相談できる体制を充実させるとともに、相談窓口の周知徹底を図る。
- ・いじめの実態を把握するために、毎月アンケートを実施する。また、けんかやふざけ合いであっても生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・ネット上のいじめが重大な人権侵害であり、法を犯す行為であることを生徒に理解させる。また、関係機関と連携し、早期発見、早期対応に努めるとともに、情報モラル教育の推進による生徒の意識向上及び保護者への啓発を行う。

#### ③解消に向けて

- ・いじめ問題が生じたときには、校内いじめ防止対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげ、学級担任等が一人で抱え込まないようにする。また、事実を客観的かつ正確に記録・整理し、教育委員会に報告する。
- ・いじめ問題が生じたときには、校長はいじめの事実に基づき、加害・被害の生徒や保護者への説明責任を果たすとともに、加害の生徒には行為の善悪を理解させ、反省と謝罪をさせる。その際、加害者の成長支援の観点から指導を行う。
- ・いじめの内容により、被害者の意向にも配慮しながら、教育委員会、児童相談所等の関係機関と連携して対処する。また、法を犯す行為に対しては、警察等に相談して協力を求める。
- ・加害の生徒が謝罪したことをもって解消とせず、いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月間止んでいるとともに、被害者が心身の苦痛を感じていないことが確認できて初めて解消とする。

- (3) 平素より、警察、児童相談所、地域団体等と速やかな連携が図れるような関係づくりに取り組み、重大事態が生じたときには、関係機関等との連携を図り、適切に対応する。

\*重大事態とは、いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（例えば、自殺の企図、身体に重大な傷害、金品等に重大な被害、精神性の疾患等）相当の期間（30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされてる疑いがあると認めるとき

- (4) 年間計画を策定し、計画的に取り組むとともに、取組を評価し、次年度に生かす。
- (5) 授業改善や学級経営の充実に向けた教員の研修に取り組む。
- (6) 家庭や地域への情報提供に努め、家庭や地域を巻き込んだいじめ防止活動を推進するとともに、相談体制を充実させ、日頃から保護者との信頼関係を築く。
- (7) 学校いじめ防止基本方針に基づくいじめ問題への対応に関する取組の実施状況を学校評価に位置づけ、第三者、さらに専門家等の意見を聞きながら、客観的に評価を行い、取組の改善や充実を図る。

### Ⅲ いじめ防止等のための校内組織

#### 1 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止・早期発見・早期解決等、組織的な対応を行うための中核となる常設の組織として、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

#### 2 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭、学年主任とする。

ただし、重大事態への対応等が生じた場合は、必要に応じて、校外構成員としてスクールカウンセラー、学校評議員、主任児童委員、生活安全課職員、児童相談所相談員等を構成員に加える。

#### 3 活動の概要

委員会は、以下の①～⑥に示す活動に取り組む。

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、検証
- ② 保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ③ 個別面談や相談の受け入れ及び集約
- ④ 関係機関、専門家等との連絡・調整
- ⑤ 重大事態にかかわる事実関係を明確にするための調査及び対応
- ⑥ 当該重大事態と同様な事態の再発防止のための取組の推進

#### 4 運 営

- (1) 年度始めと年度末に、定例の委員会を開催し、学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成、取組の評価等を行う。
- (2) 通常は、毎週、木曜日に開催する生徒指導部会、月曜日に開催する教育相談部会がその機能を兼ねる。ただし、重大事態への対応等については、速やかに委員会を開催する。

### Ⅳ いじめの防止等のための取組

#### 1 未然防止のための取組

- (1) 年2回実施するQ-U検査の効果的な活用や、人間関係構築のためのソーシャルスキルトレーニングなど、教師の学級経営力の向上を図るための研修を実施する。
- (2) 「分かる授業」づくりを進め、全ての生徒が参加、活躍できる授業を工夫する。また、そのために、全ての教員が公開授業を行って互いの授業を参観し合う機会を設ける。
- (3) よりよい人間関係を構築するために、生徒指導の3つの機能を生かし、「自己決定」の場を与える授業、「共感的人間関係」を基盤とした授業、「自己存在感」を与える授業を実践する。併せて、安全・安心な風土の醸成を常に心掛ける。
- (4) 道徳教育推進教師を中心に、思いやり・親切、信頼・友情、公正・公平、寛容など様々な道徳的価値の自覚を深める指導を計画的に行う。また、家庭や地域社会と連携した道徳教育を推進するため、道徳の時間の授業公開など、情報発信に努める。
- (5) 一人一人の人権意識を高められるよう、教師が生徒の発言に耳を傾け、受容的・共感的態度で、接するとともに、よさを認め、賞賛するなど一人一人が大切にされる授業づくりを行う。
- (6) いじめにつながる言動に対しては、その場で、毅然とした態度で注意・指導を行うとと

- もに、掲示物などの教室環境に配慮し、生徒が安心して過ごせる環境を整える。
- (7) 生徒会本部役員と学級代表委員が中心になり、生徒会主体のいじめ防止活動を計画的に実施する。
  - (8) 全クラスで、学級活動の時間に、未然防止に向けて自分ができることや学級の取組を話し合い、その成果を学校全体で共有する。
  - (9) 情報モラル講習会を実施し、インターネット社会の功罪について確かな理解を図る。  
また、保護者会や学校便りを通して、携帯電話やスマートフォンの使用上の注意等についての啓発活動を行う。

## 2 いじめの早期発見のための取組

- (1) 生徒指導部会や教育相談部会を毎週定期的実施し、生徒の些細な変化や気になる行為に関して、情報を共有し、組織的に支援できる校内体制を整える。また、スクールカウンセラーや生徒指導特別サポート員等との協力体制を整備する。
- (2) 生活アンケートを毎月実施し、生徒の悩みや心配事など心の状態を把握する。
- (3) 月1回行われる専門委員会の学級代表委員会の中でクラスの様子や気になる生徒の情報交換を行い、各クラスの実態などを把握する。
- (4) 相談しやすい環境を整えるために、教師と生徒との温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努める。
- (5) 学校便りや生徒指導便り等で、いじめ相談窓口について周知する。
- (6) 生活ノートや自主学習ノート等を通して、生徒の小さなサインを見逃さないようにする。
- (7) 学校評議員会や各種団体（区長会・民生委員・更生保護女性会等）との情報交換の中で、学校いじめ防止基本方針についての理解を得て、早期発見への協力を依頼する。

## 3 いじめの解消のための取組

- (1) 被害生徒や保護者の立場に立ち、いじめ防止対策委員会を中心に詳細な事実確認を行い、情報を共有し、学校全体で組織的に対応する。
- (2) 被害生徒を守り通すという姿勢で対応するとともに、加害生徒には行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (3) 被害生徒や保護者に対する支援と、加害生徒や保護者への助言を継続的に行う。
- (4) 校長は、事実関係に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- (5) 校長は、被害生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる。
- (6) 犯罪行為として取り扱ういじめに対しては、みどり市教育委員会及び警察等と連携して対応する。

## 4 重大事態発生時の対応

- (1) 重大事態とは（再掲：いじめ防止対策推進法28条第1項より）
  - ①いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき（例えば、自殺の企図、身体に重大な傷害、金品等に重大な被害、精神性の疾患等）
  - ②いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

(相当の期間とは、30日を目安とするが、その日数に至らなくとも必要に応じて重大事態と判断する。)

## (2) 重大事態の発生と調査

### ①重大事態の報告

・重大事態と判断した案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。

### ②調査

・教育委員会の附属機関である、みどり市いじめ問題専門委員会が調査を実施する。

・学校は、専門委員会に対して積極的に当該重大事態に係る資料を提供する。

・学校は、情報の提供に当たって、他の生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

・質問紙調査等の実施により得られた調査結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を行う。

### ③調査結果の提供及び報告

・専門委員会は、調査結果について教育委員会に報告する。教育委員会は、市長に報告する。その際、被害生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を当該報告に添えることができる。

・学校又は教育委員会は、調査によって明らかになった事実関係等について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。

・情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

### ④支援

・必要に応じて、教育委員会に対して生徒指導に専任する教職員やスクールカウンセラー、学校カウンセラー等の外部専門家による支援等、人的体制の強化の支援及び支援要請を行い、当該生徒及び支援の必要な生徒へのカウンセリング相談や支援を行う。

## V いじめ防止に関する年間計画

(1) 5月と12月を「いじめ防止強化月間」とするとともに、桐生・みどり地区中・高・特生徒指導対策協議会が実施する「いじめ防止フォーラム」、みどり市が実施する「いじめ防止子ども会議」に参加する。

(2) 年度ごとの詳細については、別紙で示す。

## VI 評価の実施

(1) 年間計画に位置付けた個々の取組については、その都度、生徒指導部会又は、情報相談部会等で検証し、見直し・改善を図る。

(2) 学校評議員会で、当該年度のいじめ防止等に関する取組を説明し、助言を仰ぐ。

(3) 学校評価の評価項目に、いじめに関する項目を盛り込み、自己評価を実施するとともに、学校関係者評価により、より客観性、信頼性を高められるようにする。

(4) 年度末の「いじめ防止対策委員会」で、(1)～(3)の結果を踏まえ、総括的に、当該年度

のいじめに関する取組の検証を行う。